



東地申第2号 「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」に関する申し入れを提出①

JR東労組東京地本は7月22日、「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」に関する解明申し入れについて、団体交渉で労使議論をしてきました。

この解明交渉で明らかになったことを基に組合員・社員と議論してみると、「首都圏本部が管轄する統括センターは、最終的には500名～1000名規模での設立が予定され、提案箇所体制において示される数字は、統括センター単位での1日当りの出面数のみで、各職場での要員需供の課題は見えづらくなる一方だ」という意見が多く出されました。また、解明交渉で**首都圏本部は、「統括センター設立は要員不足解消のための施策ではない」と私たちの主張を否定しましたが、職場で働く組合員・社員はその回答を疑問視しています。**

更に、活躍フィールドの拡大と社員の成長を謳っていますが、**一方的に活躍フィールドが拡大され、「やらされ感」によって新たな仕事に取り組むことは、社員の成長には繋がらないという声も多い**と報告されています。

新たな統括センターを設立に向けて「安全・健康・ゆとり」が実感できる職場を目指す為、団体交渉に臨みます。

【申し入れ内容】

【共通】

1. 統括センター設置後も、各職場に業務に精通した人材を適正に配置し、安全、サービス品質レベルを維持・向上させること。
2. これまで各営業統括センターが行ってきた定例業務については、引き続き駅業務ユニットが担い、駅業務ユニット内から適正な要員を配置すること。
3. 組合員・社員が同一統括センター内で新たな業務に従事する場合には、必要な教育と適切な見極めを行った上で配置すること。
4. 全ての乗務員職場で出勤予備は毎日確保すること。
5. 乗務員の出勤予備に指定された組合員・社員に対して、他担務への勤務変更を行わないこと。
6. 新設される統括センター内の全ての乗務ユニットに引き続き事務担当社員を配置し、業務が滞らないようにすること。
7. 各統括センターにおける組合員・社員の適性や資格の管理について、責任の所在を示すこと。また、適性や資格については厳正な管理を行うこと。
8. 円滑な業務遂行のために、各駅、各乗務ユニットがどの統括センターに所属しているのかがわかる一覧表を作成し、全ての組合員・社員が閲覧できるようにすること。
9. 施策実施後は労使で検証を行い、発生した問題点については別途協議し、速やかに解決すること。

【池袋統括センター】

10. 乗務ユニットの業務内容等に変更がある場合は具体的に示すこと。
11. 各駅の業務内容等に変更がある場合は具体的に示すこと。
12. 出面数が変化した理由及び該当する業務に対する今後のビジョンを具体的に示すこと。
13. 社員代表選はどのように行うのか具体的に示すこと。